

「食べきり協力店」募集!!

宮崎県は「食品ロス」削減に取り組んでいます！

1. 「食品ロス」とは？

本来食べられるにもかかわらず廃棄される食品のことで、その大きな原因の一つが、家庭や宴会での「食べ残し」と言われています。

2. 食べ残しを減らすためには？

一人一人がこの問題を意識することが大切ですが、買い物や食事に来るお客さんは家族構成や生活スタイルも様々。

全ての方に、最後まで美味しく食べきっていただくためには、お店の協力が必要です。ぜひ「食べきり協力店」として登録いただき、下記取組へのご協力をお願いします。（登録店舗名及び取組は、県のホームページ等で紹介させていただきます。）

対象：県内の食品販売店、飲食店、料理店、旅館・ホテル等の宿泊施設等

登録の条件：下記取組項目のうち 2つ以上を実施

〈食品販売店等〉

- ☐ 賞味期限が迫った商品の値下げ・加工販売
- ☐ 賞味期限が近い順に購入することを促す呼びかけや対応
- ☐ ばら売り、量り売り
- ☐ 「食材使い切りレシピ」「残り物アレンジレシピ」等の紹介
- ☐ 県が制作・配布するポスター・ステッカーの掲示
- ☐ その他、食材使い切り等を促す工夫

〈飲食店、料理店、旅館・ホテル等〉

- ☐ 小盛りメニュー等の設定
例)「小盛りメニュー」「ハーフサイズメニュー」
- ☐ お持ち帰りを希望する人への対応
例)「消費期限や自己責任であること等を説明のうえお持ち帰りバック等を提供」
- ☐ 食べ残しを減らすための呼びかけ
例)「注文受付時に適量注文を呼びかけ」
- ☐ 県が制作・配布するポスター・ステッカーの掲示
- ☐ その他、食べ残しを減らすための工夫



登録店舗には
ポスターやステッカー
を配布します！

〈登録申込方法〉

登録申込書を、下記問合せ先まで郵送、FAXまたはメールで送付してください。

登録申込書は県のホームページからもダウンロードできます。

宮崎県環境森林部循環社会推進課企画・リサイクル担当

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
Tel 0985-26-7081 / Fax 0985-22-9314
E-mail junkansuishin@pref.miyazaki.lg.jp

申込受付中!!